

第36号議案

福井県立図書館使用料徴収条例等の一部改正について

別紙のとおり、福井県立図書館使用料徴収条例（昭和25年福井県条例第47号）等の一部を改正する。

平成26年2月25日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

消費税法の一部改正に伴い、関連する条例の使用料等を改正する必要があるため、この案を提出する。

福井県立図書館使用料徴収条例等の一部改正の概要

1 概 要

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、各施設の使用料の改正を行う。

(改正する条例)

- ・福井県立図書館使用料徴収条例
- ・福井県文書館の設置および管理に関する条例
- ・福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例
- ・福井県立奥越高原青少年自然の家の設置および管理に関する条例
- ・福井県立青年の家設置条例
- ・福井県立音楽堂の設置および管理に関する条例
- ・福井県立体育施設の設置および管理に関する条例
- ・福井県立武道館の設置および管理に関する条例

2 施行期日

平成26年4月1日

福井県立図書館使用料徴収条例新旧対照表
福井県立図書館使用料徴収条例(昭和二十五年条例第四十七号)新旧対照表

改正案

現行

第一条(第六条(略))

第一条(第六条(略))

別表

1 福井県立図書館

1 福井県立図書館

1 施設

1 施設

区分	金額			
	九時から十二時まで	十二時から十七時まで	九時から十七時まで	十七時以降一時間につき
多目的ホール	七千九百円	七千九百円	七千九百円	七千九百円

区分	金額			
	九時から十二時まで	十二時から十七時まで	九時から十七時まで	十七時以降一時間につき
多目的ホール	七千九百円	七千九百円	七千九百円	七千九百円

2 設備

2 設備

区分	単位	算定基礎	金額
マイクロホン	一本	一回五時間以内	二二〇円
ワイヤレスマイクロホン	一本	一回五時間以内	二四〇円
ビデオテープレコーダー	一台	一回五時間以内	四四〇円
オーバーヘッドカメラ	一式	一回五時間以内	三〇〇円

区分	単位	算定基礎	金額
マイクロホン	一本	一回五時間以内	二二〇円
ワイヤレスマイクロホン	一本	一回五時間以内	二四〇円
ビデオテープレコーダー	一台	一回五時間以内	四四〇円
オーバーヘッドカメラ	一式	一回五時間以内	五八〇円

二 福井県立若狭図書館学習センター

二 福井県立若狭図書館学習センター

区分	金額			
	九時から十二時まで	十二時から十七時まで	九時から十七時まで	十七時以降一時間につき
多目的ホール	九千九百円	九千九百円	九千九百円	九千九百円
講堂	二万六千九百円	二万六千九百円	二万六千九百円	二万六千九百円
研修室	二万六千九百円	二万六千九百円	二万六千九百円	二万六千九百円

区分	金額			
	九時から十二時まで	十二時から十七時まで	九時から十七時まで	十七時以降一時間につき
多目的ホール	八千九百円	八千九百円	八千九百円	八千九百円
講堂	二万六千九百円	二万六千九百円	二万六千九百円	二万六千九百円
研修室	二万六千九百円	二万六千九百円	二万六千九百円	二万六千九百円

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福井県文書館の設置および管理に関する条例新旧対照表
 福井県文書館の設置および管理に関する条例(平成十四年条例第五号)新旧対照表

改正案

現行

第一条〜第十四条(略)

第一条〜第十四条(略)

別表第一

一 施設

別表第一
一 施設

区分	金額		
	九時から十二時まで	十二時から十七時まで	九時から十七時まで
研修室	二、五七〇円	四、二三〇円	六、七九〇円

区分	金額		
	九時から十二時まで	十二時から十七時まで	九時から十七時まで
研修室	二、五〇〇円	四、一〇〇円	六、六〇〇円

二 設備

二 設備

区分	単位	算定基礎		金額
		一回五時間以内	一回五時間以内	
マイクロホン	一本	一回五時間以内	一回五時間以内	二二〇円
ワイヤレスマイクロホン	一本	一回五時間以内	一回五時間以内	二四〇円
		一回五時間以内	一回五時間以内	二四〇円
		一回五時間以内	一回五時間以内	四六〇円

区分	単位	算定基礎		金額
		一回五時間以内	一回五時間以内	
マイクロホン	一本	一回五時間以内	一回五時間以内	二二〇円
ワイヤレスマイクロホン	一本	一回五時間以内	一回五時間以内	二四〇円
		一回五時間以内	一回五時間以内	二四〇円
		一回五時間以内	一回五時間以内	四四〇円

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例新旧対照表
 福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例(昭和四十五年条例第二号)新旧対照表

改正案

現行

第一条〜第七条(略)

第一条〜第七条(略)

別表

別表

種類	単位	使用料			備考
		5時間未満 同未満	5時間以上10時 間未満	10時間以上15 時間未満	
研修室 大	1室10名	700円	1,640円	1,860円	1 「小学生・中学生」とは、小学校または 中学校に在学する者その他のこれらに 類する者をいふ。 2 「専任教員」とは、高等学校に在学する 者その他のこれらに類する者をいふ。 3 幼児については、無料とする。
		490円	930円	1,540円	
研修室 小	1室7名	490円	930円	1,540円	
		490円	930円	1,540円	
和室	1室7名	700円	1,540円	1,860円	
		700円	1,540円	1,860円	
宿泊室	1人泊1泊	28歳未満の者			
		小学生・中学生 280円 専任教員 400円 その他 650円 28歳以上の者 910円			

種類	単位	使用料			備考
		5時間未満 同未満	5時間以上10時 間未満	10時間以上15 時間未満	
研修室 大	1室10名	680円	1,500円	1,800円	1 「小学生・中学生」とは、小学校または 中学校に在学する者その他のこれらに 類する者をいふ。 2 「専任教員」とは、高等学校に在学する 者その他のこれらに類する者をいふ。 3 幼児については、無料とする。
		480円	900円	1,600円	
研修室 小	1室7名	480円	900円	1,600円	
		480円	900円	1,600円	
和室	1室7名	680円	1,500円	1,800円	
		680円	1,500円	1,800円	
宿泊室	1人泊1泊	28歳未満の者			
		小学生・中学生 270円 専任教員 390円 その他 630円 28歳以上の者 880円			

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福井県立奥越高原青少年自然の家の設置および管理に関する条例新旧対照表
 福井県立奥越高原青少年自然の家の設置および管理に関する条例(昭和五十一年条例第三十二号)新旧対照表

改正案

現行

第一条(第七条(略))

第一条(第七条(略))

別表

別表

区分	単位	使用料			備考
		5時間未満	5時間以上10時間未満	10時間以上15時間未満	
多目的ホール	1室	1,950円	3,310円	6,780円	
		1,540円	3,090円	4,930円	
研修室(洋室大)	1室	640円	1,340円	1,950円	
		1,650円	3,290円	4,940円	
研修室(洋室小)	1室	340円	1,880円	2,570円	
		390円	1,850円	2,470円	
体育館	1人1泊	26歳未満の者 小学生・中学生 320円 高校生 430円 その他 640円	26歳以上の者 1,130円		1 「小学生・中学生」とは、小学校または中学校に在学する者その他「1」に該当する者をいふ。 2 「高校生」とは、高等学校に在学する者その他「1」に該当する者をいふ。 3 幼児は無料とする。
スナック	1枚	600円	1,130円	1,640円	小学生・中学生、高校生その他「1」に該当する者が使用する場合は、半額とする。

区分	単位	使用料			備考
		5時間未満	5時間以上10時間未満	10時間以上15時間未満	
多目的ホール	1室	1,900円	3,700円	6,600円	
		1,500円	3,000円	4,400円	
研修室(洋室大)	1室	620円	1,300円	1,900円	
		1,600円	3,200円	4,800円	
研修室(洋室小)	1室	320円	1,800円	2,500円	
		370円	1,800円	2,400円	
体育館	1人1泊	26歳未満の者 小学生・中学生 310円 高校生 470円 その他 620円	26歳以上の者 1,100円		1 「小学生・中学生」とは、小学校または中学校に在学する者その他「1」に該当する者をいふ。 2 「高校生」とは、高等学校に在学する者その他「1」に該当する者をいふ。 3 幼児は無料とする。
スナック	1枚	580円	1,100円	1,600円	小学生・中学生、高校生その他「1」に該当する者が使用する場合は、半額とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福井県立青年の家設置条例新旧対照表
 福井県立青年の家設置条例(昭和三十八年条例第七号)新旧対照表

改正案

第一条(第八条)略

別表第1 青年の家使用料

種類	単位	使用料				備考
		9時から12時まで P. 6,930円	12時から17時まで P. 12,340円	17時から21時まで P. 9,260円	21時から27時まで P. 27,770円	
多目的ホール	大会場	5時間未満 700円	5時間以上10時間未満 1,540円	10時間以上15時間未満 1,850円	15時間以上 2,770円	可動席を使用する場合に限る。
	小会場	5時間未満 490円	5時間以上10時間未満 930円	10時間以上15時間未満 1,540円	15時間以上 2,570円	
体育館	大会場	5時間未満 930円	5時間以上10時間未満 1,980円	10時間以上15時間未満 2,570円	15時間以上 1,540円	会議室として使用する場合は限る。
大会場	5時間未満 490円	5時間以上10時間未満 930円	10時間以上15時間未満 1,540円	15時間以上 2,570円		
宿泊室	1人泊	28歳未満の者 小学生・中学生 高校生 その他 28歳以上の者	280円	400円 560円 910円		1 「小学生・中学生」とは、小学校または中学校に在学する者その他これに類する者をいふ。 2 「高校生」とは、高等学校に在学する者その他これに類する者をいふ。 3 幼児については、無料とする。

現行

第一条(第八条)略

別表第1 青年の家使用料

種類	単位	使用料				備考
		9時から12時まで P. 6,800円	12時から17時まで P. 12,000円	17時から21時まで P. 9,000円	21時から27時まで P. 27,000円	
多目的ホール	大会場	5時間未満 680円	5時間以上10時間未満 1,500円	10時間以上15時間未満 1,800円	15時間以上 2,700円	可動席を使用する場合に限る。
	小会場	5時間未満 480円	5時間以上10時間未満 900円	10時間以上15時間未満 1,500円	15時間以上 2,500円	
体育館	大会場	5時間未満 900円	5時間以上10時間未満 1,900円	10時間以上15時間未満 2,500円	15時間以上 1,500円	会議室として使用する場合は限る。
大会場	5時間未満 480円	5時間以上10時間未満 900円	10時間以上15時間未満 1,500円	15時間以上 2,500円		
宿泊室	1人泊	28歳未満の者 小学生・中学生 高校生 その他 28歳以上の者	270円	380円 530円 880円		1 「小学生・中学生」とは、小学校または中学校に在学する者その他これに類する者をいふ。 2 「高校生」とは、高等学校に在学する者その他これに類する者をいふ。 3 幼児については、無料とする。

別表第2 ポートハウス使用料

種別	単位	使用料	備考	
艇庫	1艇1日1泊	700円		
	オール1本1泊	90円		
艇台及びオール	1艇1日1泊	1,500円	小学生、中学生、高校生その他の「れらに類する者が使用する場合は、半額とする」。	
	オール1本1泊	150円		
合築艇	1艇1泊	4,010円	雑費は、使用者の負担とする。	
	小			
宿泊艇	1人1泊1泊	5時間未満	5時間以上10時間未満	休憩室として使用する場合は別
		5時間未満	10時間以上15時間未満	
	5時間以上10時間未満	10時間以上15時間未満		
	5時間以上10時間未満	15時間以上		
1人1泊1泊	28歳未満の者	小学生・中学生 280円 高校生 400円 その他 650円	1 「小学生・中学生」とは、小学校または中学校に在学する者その他の「れらに類する者」をいう。 2 「高校生」とは、高等学校に在学する者その他の「れらに類する者」をいう。 3 幼児にについては、無算とする。	
	28歳以上の者	310円		

別表第2 ポートハウス使用料

種別	単位	使用料	備考	
艇庫	1艇1日1泊	680円		
	オール1本1泊	90円		
艇台及びオール	1艇1日1泊	1,500円	小学生、中学生、高校生その他の「れらに類する者が使用する場合は、半額とする」。	
	オール1本1泊	150円		
合築艇	1艇1泊	3,900円	雑費は、使用者の負担とする。	
	小			
宿泊艇	1人1泊1泊	5時間未満	5時間以上10時間未満	休憩室として使用する場合は別
		5時間未満	10時間以上15時間未満	
	5時間以上10時間未満	10時間以上15時間未満		
	5時間以上10時間未満	15時間以上		
1人1泊1泊	28歳未満の者	小学生・中学生 270円 高校生 380円 その他 530円	1 「小学生・中学生」とは、小学校または中学校に在学する者その他の「れらに類する者」をいう。 2 「高校生」とは、高等学校に在学する者その他の「れらに類する者」をいう。 3 幼児にについては、無算とする。	
	28歳以上の者	880円		

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

福井県立音楽堂の設置および管理に関する条例(平成9年条例第4号)新旧対照表

改正後(案)

現行

別表(第十条、第十三条関係)

別表(第十条、第十三条関係)

区分	一 施設				全日	超過時間一 時間当たり
	限度額(単位 円)					
	午前	午後	夜間			
ホ大平日	三三、九一〇	四九、三七〇	五三、四九〇	一三五、七七〇	一四、四〇〇	
ホ土曜日、日	三九、〇九〇	五九、六六〇	六四、八〇〇	一六三、五四〇	一六、四六〇	
ル 一 曜日および ル び休日						
小平日	一八、五一〇	二七、七七〇	二九、八三〇	七六、一一〇	七、六一〇	
ホ土曜日、日	二三、六三〇	三三、九一〇	三六、〇〇〇	九一、五四〇	九、一五〇	
ル 一 曜日および ル び休日						
楽屋一	九三〇	一、三四〇	一、五四〇	三、八一〇	三八〇	
楽屋二	四二〇	六三〇	七〇〇	一、七五〇	一七〇	
楽屋三	四二〇	六三〇	七〇〇	一、七五〇	一七〇	
楽屋四	一、四四〇	一、〇六〇	一、二六〇	五、七六〇	五八〇	

区分	一 施設				全日	超過時間一 時間当たり
	限度額(単位 円)					
	午前	午後	夜間			
ホ大平日	三三、〇〇〇	四八、〇〇〇	五二、〇〇〇	一三三、〇〇〇	一四、〇〇〇	
ホ土曜日、日	三八、〇〇〇	五八、〇〇〇	六三、〇〇〇	一五九、〇〇〇	一六、〇〇〇	
ル 一 曜日および ル び休日						
小平日	一八、〇〇〇	二七、〇〇〇	二九、〇〇〇	七四、〇〇〇	七、四〇〇	
ホ土曜日、日	二三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三五、〇〇〇	八九、〇〇〇	八、九〇〇	
ル 一 曜日および ル び休日						
楽屋一	九〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	三、七〇〇	三七〇	
楽屋二	四一〇	六一〇	六八〇	一、七〇〇	一七〇	
楽屋三	四一〇	六一〇	六八〇	一、七〇〇	一七〇	
楽屋四	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	五、六〇〇	五六〇	

二 設備		区分	単位	限度額(単位 円)	限度額(単位 円)
イエ	小ホール	一、三二〇	一七、四九〇	四五、二六〇	四、五三〇
	大ホール	一三、三七〇	二三、六六〇	五八、六三〇	五、八六〇
リハーサル室		三、二九〇	五、二五〇	一三、三七〇	一、三四〇
練習室六		五六〇	八九〇	二、二六〇	二二〇
練習室五		九三〇	一、三四〇	三、八一〇	三八〇
練習室四		五六〇	八九〇	二、二六〇	二二〇
練習室三		九三〇	一、三四〇	三、八一〇	三八〇
練習室二		九三〇	一、三四〇	三、八一〇	三八〇
練習室一		四、〇一〇	六、四八〇	一六、四六〇	一、六五〇
和室		四二〇	七〇〇	一、七五〇	一七〇
楽屋十一		一、四四〇	二、二六〇	五、七六〇	五八〇
楽屋十		一、一三〇	一、八五〇	四、七三〇	四七〇
楽屋九		四二〇	七〇〇	一、七五〇	一七〇
楽屋八		四二〇	七〇〇	一、七五〇	一七〇
楽屋七		一、四四〇	二、二六〇	五、七六〇	五八〇
楽屋六		一、四四〇	二、二六〇	五、七六〇	五八〇
楽屋五		一、四四〇	二、二六〇	五、七六〇	五八〇

二 設備		区分	単位	限度額(単位 円)	限度額(単位 円)
イエ	小ホール	一、〇〇〇	一七、〇〇〇	四四、〇〇〇	四、四〇〇
	大ホール	一三、〇〇〇	二三、〇〇〇	五七、〇〇〇	五、七〇〇
リハーサル室		三、二〇〇	五、一〇〇	一三、〇〇〇	一、三〇〇
練習室六		五四〇	八七〇	二、二〇〇	二二〇
練習室五		九〇〇	一、三〇〇	三、六〇〇	三六〇
練習室四		五四〇	八七〇	二、二〇〇	二二〇
練習室三		九〇〇	一、三〇〇	三、六〇〇	三六〇
練習室二		九〇〇	一、三〇〇	三、六〇〇	三六〇
練習室一		三、九〇〇	六、三〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇
和室		四二〇	六八〇	一、七〇〇	一七〇
楽屋十一		一、四〇〇	二、二〇〇	五、六〇〇	五六〇
楽屋十		一、一〇〇	一、八〇〇	四、六〇〇	四六〇
楽屋九		四二〇	六八〇	一、七〇〇	一七〇
楽屋八		四二〇	六八〇	一、七〇〇	一七〇
楽屋七		一、四〇〇	二、二〇〇	五、六〇〇	五六〇
楽屋六		一、四〇〇	二、二〇〇	五、六〇〇	五六〇
楽屋五		一、四〇〇	二、二〇〇	五、六〇〇	五六〇

舞 台 装 置 台 舞 備 設													利用一回当 たり	超過時間一 時間当たり			
大ホールせりシステム	オーケストラピット	しゃ幕	毛せん	上敷	長座布団(大)	長座布団(小)	金びょうぶ	平台	長机	講演台	司会者卓	花台			式次第掛け	指揮台	譜面台(指揮者用)
一式	一式	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
九〇五〇	六、五八〇	一、〇〇〇	二二〇	二二〇	二二〇	一〇〇	一、五四〇	一五〇	五〇	五〇〇	四〇〇	三二〇	三二〇	三二〇	五〇〇	五〇	
二、七八〇	二、〇六〇	三二〇	六〇	六〇	六〇	三〇	四六〇	五〇	二〇	一五〇	一二〇	九〇	九〇	九〇	一五〇	二〇	

舞 台 装 置 台 舞 備 設													利用一回当 たり	超過時間一 時間当たり		
大ホールせりシステム	オーケストラピット	しゃ幕	毛せん	上敷	長座布団(大)	長座布団(小)	金びょうぶ	平台	長机	講演台	司会者卓	花台			式次第掛け	指揮台
一式	一式	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
八、八〇〇	六、四〇〇	九七〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一、五〇〇	一五〇	五〇	四九〇	三九〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	四九〇	五〇
二、七〇〇	二、〇〇〇	三〇〇	六〇	六〇	六〇	三〇	四五〇	五〇	二〇	一五〇	一二〇	九〇	九〇	九〇	一五〇	二〇

照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備	
大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト
一式		一式		一式		一式		一式		一式		一式		一式		一式	
一、二、三〇〇	三、〇九〇		八、〇二〇		二、三四〇		三、七〇〇		一、六、四六〇		四、九四〇		五〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
三七〇	九三〇		二、四七〇										二〇	四〇	四〇	四〇	七〇

照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備		照 明 設 備	
大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト	大ホー ルDセ ット	天井反射板ライト
一式		一式		一式		一式		一式		一式		一式		一式		一式	
一、二二〇〇	三、〇〇〇		七、八〇〇		二、〇〇〇		三、六〇〇		一、六、〇〇〇		四、八〇〇		五〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
三六〇	九〇〇		二、四〇〇										二〇	四〇	四〇	四〇	七〇

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

他 の 所	アイリツシユハープ	グランドハープ	シロフォン	バス用マリンバ	コンサートマリンバ(甲)	コンサートマリンバ(乙)
展示パネル						
一枚	一台	一台	一台	一台	一台	一台
一五〇	一九〇	一、九五〇	三九〇	一、〇〇〇	一、六五〇	一、五四〇
五〇	六〇	五九〇	一二〇	三二〇	四九〇	四六〇

他 の 所	アイリツシユハープ	グランドハープ	シロフォン	バス用マリンバ	コンサートマリンバ(甲)	コンサートマリンバ(乙)
展示パネル						
一枚	一台	一台	一台	一台	一台	一台
一五〇	一八〇	一、九〇〇	三八〇	九七〇	一、六〇〇	一、五〇〇
五〇	六〇	五七〇	一二〇	三〇〇	四八〇	四五〇

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例(昭和58年条例第6号)新旧対照表

改正案

現行

別表第一(第四条、第五条関係)

区分	算定基礎	金額	摘要	射場		標的放出機	研修室1		研修室2	
				専用する場合	専用しない場合		午前	午後	午前	午後
専用する場合	一面一日につき	一八、五一〇円		専用する場合	一人一回につき	六二〇円	午前	午後	午前	午後
専用しない場合	一人一回につき	六二〇円		専用しない場合	一人一回につき	六二〇円	午前	午後	午前	午後
							九八〇円			
							一、三四〇円			
							二六〇円			
							三六〇円			

別表第一(第四条、第五条関係)

区分	算定基礎	金額	摘要	射場		標的放出機	研修室1		研修室2	
				専用する場合	専用しない場合		午前	午後	午前	午後
専用する場合	一面一日につき	一八、〇〇〇円		専用する場合	一人一回につき	六〇〇円	午前	午後	午前	午後
専用しない場合	一人一回につき	六〇〇円		専用しない場合	一人一回につき	六〇〇円	午前	午後	午前	午後
							九五〇円			
							一、三〇〇円			
							二五〇円			
							三五〇円			

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例(昭和58年条例第9号)新旧対照表

改正案

現行

別表第二(第十二条、第十五条関係)

名称	区分	算定基礎		限度額	摘要
		個人	団体		
福井県馬場 立馬術 競技場	馬房	個人 一時間(二時間未満は、一時間とする。以下同じ。)	団体 半日	一般 一六〇円 学生等 九〇円	1 宿泊時間は、午後六時から翌日の午前九時までとする。
		一頭一時間につき	一日	二、六七〇円 一、一三〇円	
合宿室	宿泊	一人一泊につき		一般 四七〇円 学生等 二二〇円	2 利用者が暖
		馬房 一房一日につき		七九〇円	

別表第二(第十二条、第十五条関係)

名称	区分	算定基礎		限度額	摘要
		個人	団体		
福井県馬場 立馬術 競技場	馬房	個人 一時間(二時間未満は、一時間とする。以下同じ。)	団体 半日	一般 一六〇円 学生等 九〇円	1 宿泊時間は、午後六時から翌日の午前九時までとする。
		一頭一時間につき	一日	二、六〇〇円 一、八、六〇〇円	
合宿室	宿泊	一人一泊につき		一般 四六〇円 学生等 二二〇円	2 利用者が暖
		馬房 一房一日につき		七七〇円	

用	外の利	宿泊以		
八畳間	畳間	二十二		
		一間		
		一時間につき		
一般	学生等	一般		
一六〇円	一六〇円	三二〇円		
利用する場合の利用率	房施設を利用す	利用者が暖		
		た額とする。		
		額を加算し		
		に相当する		
		の十分の二		
		いう。(にそ		
		「承認額」と		
		めた額(以下		
		を受けて定		
		員会の承認		
		者が教育委		
		り指定管理		
		の規定によ		
		五条第二項		
		の額は、第十		
		の利用料金		
		用する場合		
		房施設を利		
用	外の利	宿泊以		
八畳間	畳間	二十二		
		一間		
		一時間につき		
一般	学生等	一般		
一六〇円	一六〇円	三二〇円		
利用する場合の利用率	房施設を利用す	利用者が暖		
		た額とする。		
		額を加算し		
		に相当する		
		の十分の二		
		いう。(にそ		
		「承認額」と		
		めた額(以下		
		を受けて定		
		員会の承認		
		者が教育委		
		り指定管理		
		の規定によ		
		五条第二項		
		の額は、第十		
		の利用料金		
		用する場合		
		房施設を利		

イミン	福井県 立クラ イミン	福井県 立クラ イミン	タ ー ー セン	チ エ リ	立 ア ー	福井県 立ア ー	整 場	フル 射	立 ラ イ	福井県 立ラ イ	
合	ダ ウ オ ー ル	ダ ウ オ ー ル	専 用 し な い 場 合	専 用 し な い 場 合	専 用 し な い 場 合	専 用 す る 場 合					
	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき 午前	午後	午前	午後	午前	一人につき五時間以 上	満	一人につき五時間未 満	
	学生等 一〇〇円	一般 三三〇円	学生等 一〇〇円	一般 三三〇円	学生等 一一〇円	一般 二一六〇円	学生等 五二〇円	三〇〇円		一五〇円	学生等 八〇円
											金の額は、承認 額にその十分の 二に相当する額 を加算した額と する。

イミン	福井県 立クラ イミン	福井県 立クラ イミン	タ ー ー セン	チ エ リ	立 ア ー	福井県 立ア ー	整 場	フル 射	立 ラ イ	福井県 立ラ イ	
合	ダ ウ オ ー ル	ダ ウ オ ー ル	専 用 し な い 場 合	専 用 し な い 場 合	専 用 し な い 場 合	専 用 す る 場 合					
	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき 午前	午後	午前	午後	午前	一人につき五時間以 上	満	一人につき五時間未 満	
	学生等 一〇〇円	一般 三三〇円	学生等 一〇〇円	一般 三三〇円	学生等 一一〇円	一般 二一〇〇円	学生等 五〇〇円	二九〇円		一五〇円	学生等 八〇円
											金の額は、承認 額にその十分の 二に相当する額 を加算した額と する。

グセンドーム		グセンドーム	
冷暖房設備を利用する場合		冷暖房設備を利用する場合	
会議室		会議室	
一人一回につき		一人一回につき	
一般 四三〇円		一般 四二〇円	
学生等 一四〇円		学生等 一四〇円	
利用者が冷		利用者が冷	
午前	一般 四七〇円 学生等 一六〇円	午前	一般 四六〇円 学生等 一六〇円
午後	一般 六四〇円 学生等 二二〇円	午後	一般 六二〇円 学生等 二二〇円
夜間	一般 六四〇円 学生等 二二〇円	夜間	一般 六二〇円 学生等 二二〇円
利用者が照明施設を利用する場合、承認額は、承認額にその十分額を加算した額とする。		利用者が照明施設を利用する場合、承認額は、承認額にその十分額を加算した額とする。	
福井県立ホッケー場	福井県立ホッケー場	福井県立ホッケー場	福井県立ホッケー場
専用する場合	専用する場合	専用する場合	専用する場合
入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収する場合
午前	二四、三〇〇円	午前	二三、六三〇円
午後	三二、四〇〇円	午後	三一、五〇〇円
夜間	三二、四〇〇円	夜間	三一、五〇〇円
入場料等は、承認額に		入場料等は、承認額に	
午前	四、〇五〇円	午前	三、九四〇円
午後	五、四〇〇円	午後	五、二五〇円
夜間	五、四〇〇円	夜間	五、二五〇円
一時間につき		一時間につき	
五、四〇〇円	一、三三〇円	五、二五〇円	一、二八〇円
加算した額とする。		加算した額とする。	
一人二時間につき	一人二時間につき	一人二時間につき	一人二時間につき
一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円

改正案

現行

別表(第六条関係)

一 競技場

1 柔道場

(一) 小道場

区分	算定基礎		金額(単位 円)		摘要
	全面	一面	学生等	一般	
専用する場合	全面	午前	一、五四〇	四、二二〇	一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
		午後	一、八五〇	五、一四〇	
		夜間	一、八五〇	五、一四〇	
	一面	午前	七五〇	二、二六〇	
		午後	八五〇	二、六七〇	
		夜間	八五〇	二、六七〇	
専用しない場合	一人	午前	六〇	一四〇	
	午後	六〇	一四〇		
	夜間	六〇	一四〇		

別表(第六条関係)

一 競技場

1 柔道場

(一) 小道場

区分	算定基礎		金額(単位 円)		摘要
	全面	一面	学生等	一般	
専用する場合	全面	午前	一、五〇〇	四、一〇〇	一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
		午後	一、八〇〇	五、〇〇〇	
		夜間	一、八〇〇	五、〇〇〇	
	一面	午前	七三〇	二、二〇〇	
		午後	八三〇	二、六〇〇	
		夜間	八三〇	二、六〇〇	
専用しない場合	一人	午前	六〇	一四〇	
	午後	六〇	一四〇		
	夜間	六〇	一四〇		

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

区分		算定基礎						金額(単位 円)		摘要
		全面			一面			学生等	一般	
専用する場合		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間			
(一) 大道場		三、六〇〇	四、〇一〇	四、〇一〇	九八〇	一、二三〇	一、二三〇	一、三二〇	三、〇九〇	<p>1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては、〇三〇円を、一般にあつては、一、一六〇円を加算した額とする。</p> <p>2 一般と学生等とで構成されている団体が使用される場合は、一般の使用料の額による。</p> <p>3 アマチュアスポーツまたはスポーツ以外の行事に使用する場合で、使用者が入場料、観覧料その</p>
(二) 大道場		三、五〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	九五〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	<p>1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては、〇〇〇円を、一般にあつては、一、一〇〇円を加算した額とする。</p> <p>2 一般と学生等とで構成されている団体が使用される場合は、一般の使用料の額による。</p> <p>3 アマチュアスポーツまたはスポーツ以外の行事に使用する場合で、使用者が入場料、観覧料その</p>

<p>他これらに類する料金 (以下「入場料等」とい う。)を徴収するときは、 上記の金額の三倍に相当 する額(入場料等の最高 額が四、八三〇円未満の ときは、二倍に相当する 額)とする。</p> <p>4 アマチュアスポーツ以 外のスポーツに使用する 場合は、次のとおりとす る。</p> <p>(一) 使用者が入場料等を 徴収する場合 (使用 者が入場料等を徴収 し、かつ、入場を整理 券、招待券その他の方 法(以下「整理券等」と いう。)で制限する場合 を含む。)入場料等の最</p>
<p>他これらに類する料金 (以下「入場料等」とい う。)を徴収するときは、 上記の金額の三倍に相当 する額(入場料等の最高 額が四、七〇〇円未満の ときは、二倍に相当する 額)とする。</p> <p>4 アマチュアスポーツ以 外のスポーツに使用する 場合は、次のとおりとす る。</p> <p>(一) 使用者が入場料等を 徴収する場合 (使用 者が入場料等を徴収 し、かつ、入場を整理 券、招待券その他の方 法(以下「整理券等」と いう。)で制限する場合 を含む。)入場料等の最</p>

専用しな い場合			一人		
夜間	午後	午前			
六〇	六〇	六〇			
一四〇	一四〇	一四〇			
			<p>高額の二百倍に相当する額。ただし、その額が四六五、九四〇円未満のときは四六五、九四〇円とする。</p> <p>(二) 使用者が入場を整理券等で制限する場合 四六五、九四〇円</p> <p>(三) 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日 に使用する場合 (一) または(二)の金額にその十分の二に相当する額を加算した額</p>		
専用しな い場合			一人		
夜間	午後	午前			
六〇	六〇	六〇			
一四〇	一四〇	一四〇			
			<p>高額の二百倍に相当する額。ただし、その額が四五三、〇〇〇円未満のときは四五三、〇〇〇円とする。</p> <p>(二) 使用者が入場を整理券等で制限する場合 四五三、〇〇〇円</p> <p>(三) 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日 に使用する場合 (一) または(二)の金額にその十分の二に相当する額を加算した額</p>		

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

2 剣道場		2 剣道場	
(一) 小道場		(一) 小道場	
区分	算定基礎	金額(単位 円)	摘要
専用する場合	全面	午前 一、五四〇	一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
専用する場合	全面	午後 一、八五〇	
専用する場合	全面	夜間 一、八五〇	
専用しない場合	一面	午前 七五〇	
専用しない場合	一面	午後 八五〇	
専用しない場合	一面	夜間 八五〇	
専用しない場合	一人	午前 六〇	一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
専用しない場合	一人	午後 六〇	
専用しない場合	一人	夜間 六〇	
専用しない場合	一人	午前 一四〇	
専用しない場合	一人	午後 一四〇	
専用しない場合	一人	夜間 一四〇	

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

(一) 大道場		(二) 大道場	
区分	算定基礎	金額(単位 円)	
		学生等	一般
専用する 場合	全面	午前	五、二五〇
		午後	五、九七〇
	一面	午前	九八〇
		午後	一、二三〇
	夜間	午前	二、七八〇
		午後	三、〇九〇
夜間	午後	三、〇九〇	
<p>1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては一、三〇〇円を、一般にあつては二、四七〇円を加算した額とする。</p> <p>2 一般と学生等とで構成されている団体が使用される場合は、一般の使用料の額による。</p> <p>3 アマチュアスポーツまたはスポーツ以外の行事に使用する場合で、使用者が入場料等を徴収する</p>			
専用する 場合	全面	午前	五、一〇〇
		午後	五、八〇〇
	一面	午前	九五〇
		午後	一、二〇〇
	夜間	午前	二、七〇〇
		午後	三、〇〇〇
夜間	午後	三、〇〇〇	
<p>1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては一、三〇〇円を、一般にあつては二、四〇〇円を加算した額とする。</p> <p>2 一般と学生等とで構成されている団体が使用される場合は、一般の使用料の額による。</p> <p>3 アマチュアスポーツまたはスポーツ以外の行事に使用する場合で、使用者が入場料等を徴収する</p>			

専用しな い場合	一人			
	午前	午後	夜間	
	六〇	六〇	六〇	
	一四〇	一四〇	一四〇	
	(二) 使用者が入場を整理券等で制限する場合 四六五、九四〇円 (三) 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日に使用する場合 (一)または(二)の金額にその十分の二に相当する額を加算した額			
専用しな い場合	一人			
	午前	午後	夜間	
	六〇	六〇	六〇	
	一四〇	一四〇	一四〇	
	(二) 使用者が入場を整理券等で制限する場合 四五三、〇〇〇円 (三) 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日に使用する場合 (一)または(二)の金額にその十分の二に相当する額を加算した額			

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

区分		算定基礎		金額(単位円)		摘要
専用する 場合	専用しない 場合	練習場 午前 午後 夜間	試合場 午前 午後 夜間	学生等	一般	
専用する 場合	専用しない 場合	練習場 午前 午後 夜間	試合場 午前 午後 夜間	学生等	一般	<p>1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあっては四八〇円を、一般にあっては九八〇円を加算した額とする。</p> <p>2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合、は、一般の使用料の額による。</p>
		午前 午後 夜間	午前 午後 夜間			
		三三〇 四三〇 四三〇	一、七五〇 一、九五〇 一、九五〇	九八〇 一、二三〇 一、二三〇	六〇 六〇 六〇	
					一四〇 一四〇 一四〇	

区分		算定基礎		金額(単位円)		摘要
専用する 場合	専用しない 場合	練習場 午前 午後 夜間	試合場 午前 午後 夜間	学生等	一般	
専用する 場合	専用しない 場合	練習場 午前 午後 夜間	試合場 午前 午後 夜間	学生等	一般	<p>1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあっては四七〇円を、一般にあっては九五〇円を加算した額とする。</p> <p>2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合、は、一般の使用料の額による。</p>
		午前 午後 夜間	午前 午後 夜間			
		三三〇 四二〇 四二〇	一、七〇〇 一、九〇〇 一、九〇〇	九五〇 一、二〇〇 一、二〇〇	六〇 六〇 六〇	
					一四〇 一四〇 一四〇	

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

4 弓道場		4 弓道場		
区分	算定基礎	金額(単位 円)		摘要
		学生等	一般	
専用する場合	午前 午後 夜間	一、四四〇三、九一〇 一、六五〇四、七三〇 一、六五〇四、七三〇	一、四〇〇三、八〇〇 一、六〇〇四、六〇〇 一、六〇〇四、六〇〇	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては三八〇円を、一般にあつては七五〇円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合、は、一般の使用料の額による。
専用しない場合	午前 午後 夜間	六〇 六〇 六〇	一四〇 一四〇 一四〇	2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合、は、一般の使用料の額による。

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

5 多種目競技場									
区分	算定基礎			金額(単位 円)		摘要			
	専用する 場合	一人	一面	学生等	一般				
専用しない 場合	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間			
	六〇	六〇	六〇	一四〇	一四〇	一四〇	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては四三〇円を、一般にあつては八五〇円を加算した額とする。		
	六〇	六〇	六〇	一四〇	一四〇	一四〇	2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。		
	六〇	六〇	六〇	一四〇	一四〇	一四〇	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては四二〇円を、一般にあつては八三〇円を加算した額とする。		
	六〇	六〇	六〇	一四〇	一四〇	一四〇	2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。		

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

二トレーニング室		二トレーニング室	
算定基礎	金額(単位 円)	学生等	一般
	学生等		
午前	六〇	六〇	一四〇
午後	六〇	六〇	一四〇
夜間	六〇	六〇	一四〇
<p>競技場と併せて使用する場合は、無料とする。</p>			
<p>摘要</p>			
<p>改正案</p>			
二トレーニング室		二トレーニング室	
算定基礎	金額(単位 円)	学生等	一般
	学生等		
午前	六〇	六〇	一四〇
午後	六〇	六〇	一四〇
夜間	六〇	六〇	一四〇
<p>競技場と併せて使用する場合は、無料とする。</p>			
<p>摘要</p>			
<p>現行</p>			

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

三 附属施設									
区分			算定基礎			金額(単位 円)		摘要	
						学生等	一般		
会議室一			午前	三三〇	九二〇	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。			
会議室二			午前	五五〇	一、七五〇				
会議室三			午前	一七〇	四八〇				
会議室四			午前	二二〇	六五〇				
会議室五			午前	二二〇	六五〇				
会議室一			午後	三三〇	九二〇				
会議室二			午後	五五〇	一、七五〇				
会議室三			午後	一七〇	四八〇				
会議室四			午後	二二〇	六五〇				
会議室五			午後	二二〇	六五〇				
会議室一			夜間	三三〇	九二〇				
会議室二			夜間	五五〇	一、七五〇				
会議室三			夜間	一七〇	四八〇				
会議室四			夜間	二二〇	六五〇				
会議室五			夜間	二二〇	六五〇				

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

四 合宿所		四 合宿所	
区分	算定基礎	金額(単位 円)	摘要
宿泊	一人一泊につき	学生等 三八〇	1 宿泊時間は、午後六時から翌日の午前八時三〇分までとする。 2 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。
宿泊以外 の使用	宿泊室 指導員 指泊室 につき	一般 七四〇	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合、一般の使用料の額による。
宿泊	一人一泊につき	学生等 三七〇	1 宿泊時間は、午後六時から翌日の午前八時三〇分までとする。 2 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。
宿泊以外 の使用	宿泊室 指導員 指泊室 につき	一般 七二〇	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合、一般の使用料の額による。
	宿泊室 研修室 食堂	学生等 一五〇	
	宿泊室 研修室 食堂	一般 二八〇	
	宿泊室 研修室 食堂	学生等 九〇	
	宿泊室 研修室 食堂	一般 一六〇	
	宿泊室 研修室 食堂	学生等 三九〇	
	宿泊室 研修室 食堂	一般 七九〇	
	宿泊室 研修室 食堂	学生等 三〇〇	
	宿泊室 研修室 食堂	一般 五九〇	
	宿泊室 研修室 食堂	学生等 一五〇	
	宿泊室 研修室 食堂	一般 二七〇	
	宿泊室 研修室 食堂	学生等 九〇	
	宿泊室 研修室 食堂	一般 一六〇	
	宿泊室 研修室 食堂	学生等 三九〇	
	宿泊室 研修室 食堂	一般 七七〇	

福井県立武道館の設置および管理に関する条例(平成元年条例第5号)新旧対照表

改正案

現行

五 その他		五 その他	
武道教室	区分	武道教室	区分
一人一課程につき	算定基礎	一人一課程につき	算定基礎
六、一七〇円以下の額で知事が定める額	金額	六、〇〇〇円以下の額で知事が定める額	金額